

北本市教育委員会 令和2年第7回臨時会会議録					
1 日 時	令和2年12月9日(水) 午前8時30分から9時6分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-E				
3 教育長の氏名	清水 隆				
4 出席した委員の 氏 名	一 教育長職務代行 大保木道子	二 委員 金井 裕	三 委員 安田美詠子		
	四 委員 久保田篤正	五 委員 加藤 潤一			
5 欠席した委員の氏名	なし				
6 説明のため出席 し た 職 員	大竹教育部長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉見文化財保護課長				
議案及び報告件名	議事の大要				
1 開会の宣言	清水教育長： 北本市教育委員会第7回臨時会を開会する。				
2 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の安田委員にお願いする。				
3 非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、議案が1件である。なお、本日の教委議案第57号については議会に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。  — 全員、異議なしの声 —  清水教育長： この案件に関しては非公開で審議することに決する。				
4 非公開審議	清水教育長： 非公開審議に入る。  清水教育長： それでは、教委議案第57号「令和2年第4回北本市議会定例会の一般質問について」、大竹教育部長より、説明をお願いする。  大竹教育部長： (教委議案第57号の説明)  清水教育長： 教委議案第57号について、質疑はあるか。  大保木委員： 櫻井議員件名2要旨(1)において、中学校の校則について質問があるが、どのような主旨の質問なのか。  坂口学校教育課長： 現在、マスコミ等において話題になっている厳しすぎる校則				

に関する質問である。市内中学校の校則について、現状の校則等を考慮しながらの質問となる。

大保木委員： 中学校の校則についてこうあるべきのことか。また、現状校則の実態は、あるべき姿に即していないとの考え方。

坂口学校教育課長： 保護者、生徒、地域の声等を取り入れ決めるべきではないかとの考え方の様である。実態は、それにあまり即してないのではないかと考えているのではないか。

安田委員： 保角議員件名2要旨（1）について、骨子において発達の段階に即した性教育とあるが、具体的にどのような内容か。

坂口学校教育課長： 小学校低学年については、自分の体を大切にする、清潔に保つといった内容を特別活動の中で教えている。小学校高学年においては、学習指導要領に沿い、体育の保険学習において性に関してを教えている。

安田委員： 性教育の授業においては男女別に行っているのか。

坂口学校教育課長： 男女一緒にしている。

加藤委員： 松島議員件名3要旨（1）について、中学校における合同の部活動チームは実際に行われているのか。

坂口学校教育課長： 3年生が引退した後で、1、2年生だけではチーム編成が難しくなった場合に実際に実際に行われている。

加藤委員： 今関議員の件名3要旨（2）については、松島議員の骨子と比べると、もっと前向きな回答でもよいのではと感じた。次に、村田議員の件名3要旨（1）における、特色ある学校教育については内容的に踏み込んでもよいのではないか。次に、松島議員件名3要旨（2）については、建物の有効活用については建物の内容について触れないのか。また、岡村議員の件名3では、未納が発生した場合、教職員が集金をすることは負担になると考えるがいかがか。直接は関係ないが、ヤングケアラーの事例で、その家の娘がケアしている認識がないまま過ごしていたという事例を聞いたことがある。情報提供である。

坂口学校教育課長： 今関議員の部活動については、その学校の部員数等を見ながら最適な状態を決めてゆきたい。村田議員の、特色ある学校教育についてであるが、民間の力を借りて特色ある学校教育を実現してはいかがかという主旨の一般質問である。ヤングケ

アラーについてであるが、親が忙しくて幼い兄弟の面倒を見ていると思われる事例が報告されている。

大竹教育部長： 一般質問の内容については、各議員と接見の上伺っている。骨子の中では伝えきれない部分もあることをご承知いただきたい。

櫻井教育総務課長： 松島議員については主に、ハード面ではなく、ソフト面に関する内容が今回の主旨となっている。次に、岡村議員の給食費については、未納が発生した場合はまず各学校での対応となるが、3ヶ月を超えたら教育委員会で対応することとなる。

久保田委員： 同じく、金森議員について伺うが、ヤングケアラーに関し、家庭の状況等について、具体的にはどのように把握に努めていくのか。

坂口学校教育課長： おそらく、表面に現れない問題であるので、面談や家庭訪問等の場で家庭と接する場合は、可能性があるとの立場で教員は接するべきと考える。

金井委員： 今関議員の件名3要旨(3)に関して、文部科学省の令和2年9月通知は、どういった内容か。

坂口学校教育課長： 部活動指導員の関係となる。国の方では、講習を受けた人間を顧問の代わりに導入すべきという方針である。

金井委員： 実現に向けてどのように考えているのか。

坂口学校教育課長： 部活動指導員の実現については、地域のスポーツクラブ等との役割が重要と考える。今後は、そういった組織等と調整連携を図っていきたいと考える。

金井委員： 島野議員の件名3「北本駅の石碑について」における、石碑はどこにあるのか。

吉見文化財保護課長： 北本1丁目さくら公園の付近にある石碑のことである。

— 他に意見なし —

清水教育長： 教委議案第57号については、可決する。

5 閉会の宣言	清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会第7回臨時会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和2年12月24日 教育長 清水 隆 署名委員 安田 美詠子 書記 粟原 弘行